

漁業災害補償法施行令の一部を改正する政令案（概要）

令和 7 年 5 月
水産庁漁業保険管理官

I. 趣旨

本政令案は、漁業災害補償法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 31 号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、漁業災害補償法施行令（昭和 39 年政令第 293 号。以下「令」という。）について所要の規定の整理を行うほか、漁業施設共済に係る再共済金額の算定に用いる割合を見直すものである。

II. 改正の概要

- 1 第 2 号漁業を対象とする漁獲共済及び特定養殖共済における漁協一括契約の廃止に伴う規定の整理【令第 9 条の 2、第 9 条の 3、第 11 条、第 12 条の 2、第 18 条の 5 から第 18 条の 7 まで、第 18 条の 10、第 22 条の 4、第 23 条、第 25 条及び第 28 条関係】

改正法による漁協一括契約の廃止に伴い、令における同契約に係る規定を削る。

- 2 特定養殖共済の共済金の支払に係る数量逡減制度の廃止に伴う規定の整理【令第 18 条の 9 関係】

改正法による特定養殖共済の共済金の支払に係る数量逡減制度の廃止に伴い、令における同制度に係る規定を削る。

- 3 漁業施設共済に係る再共済金額の算定に用いる割合の見直し【令第 22 条の 2 関係】

漁業共済組合連合会の再共済金額のうち漁業施設共済に係るものについては、共済契約に係る共済金額に 100 分の 95 を乗じて得た金額とする。

III. 施行日

改正法の施行の日（令和 7 年 10 月 1 日）